

UBS SuMi TRUST 信託ウェビナー

# 民事信託における受託者の義務

2021年11月

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社



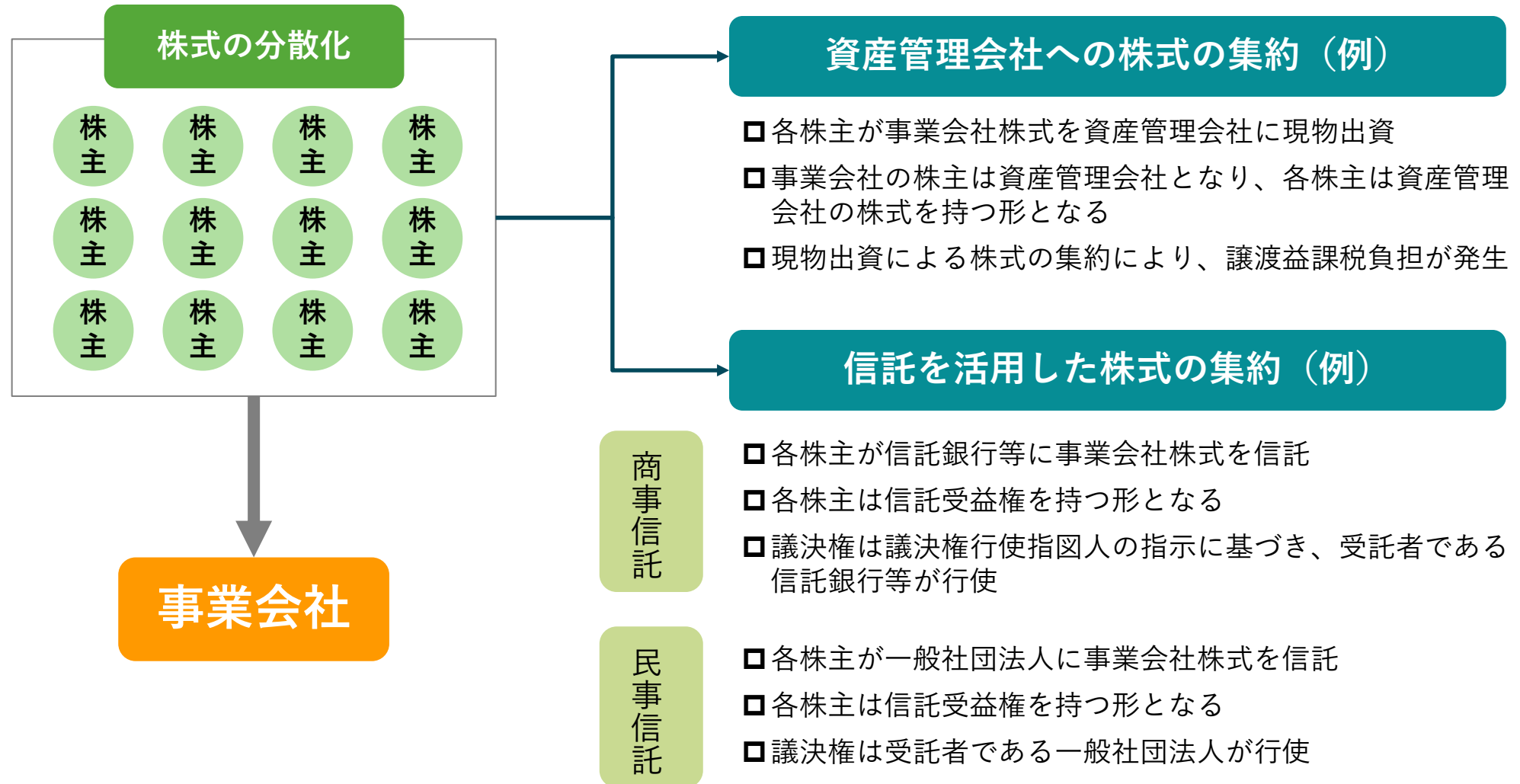
SUMITOMO MITSUI  
TRUST BANK

# 民事信託における受託者の義務

2021年11月

三井住友信託銀行  
ウェルス・マネジメント部  
オーナーコンサルティング室長  
上級主席財務コンサルタント 石井 隆

# 1. 株式の信託による議決権集約



## II. 商事信託と民事信託

信託の種類	メリット	留意点
商事信託	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 信託受託で実績のある信託銀行等が、信託契約を設定、受託者としての義務および事務を受任</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 受託者に支払う信託報酬が必要</li><li>■ 株主名簿上の名義が、受託者である信託銀行等の名義になる</li><li>■ 民事信託と比較して、制度設計の柔軟性に欠ける可能性</li></ul>
民事信託	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 信託報酬は原則不要</li><li>□ 株主名簿上の名義が、受託者である個人・一般社団法人等の名義になる</li><li>□ 商事信託と比較して、柔軟に制度設計できる可能性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 信託契約設定等に関して弁護士等外部専門家の利用が一般的には必要</li><li>■ 信託法に基づく受託者としての義務（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務）を果たす必要</li><li>■ 信託法に基づく受託者としての事務負担が発生</li></ul>

受託者は広範な権限（管理・運用・処分）を持つ。権限濫用・権限逸脱を防止するため、信託法上厳しい受託者の義務と責任が定められている。

### III. 受託者の義務

主な義務	概要
信託事務遂行義務	信託の本旨に基づき、信託財産の管理・運用・処分、受益者への給付等を行わなければならない。
善管注意義務	善良な管理者の注意をもって信託事務処理をしなければならない。
忠実義務	利益相反行為の制限、競合行為の制限。
公平義務	複数の受益者がいる場合には公平に職務を行わなければならない。
分別管理義務	信託財産の独立性確保のため、信託財産と固有財産・他の信託財産と分別して管理をしなければならない。 <ul style="list-style-type: none"><li>・『不動産等』：信託の登記又は登録</li><li>・『株券不発行株式等』：信託財産に属する旨の記載・記録</li><li>・『動産』：外形上区別できる状態で保管（金庫を分けて保管等）</li><li>・『金銭、預金債権等』：計算を明らかにする方法（帳簿管理）</li></ul>
帳簿等の作成・報告・保存義務	信託帳簿等の書類を作成・保存しなければならぬ（強行規定）。また、毎年1回、一定の時期に貸借対照表、損益計算書その他の書類を作成し（強行規定）、その内容について受益者に対して報告しなければならない（軽減・免除可能）。 信託に関する書類を、一定期間、保存しなければなりません。そして、受益者の請求に応じて信託に関する書類を閲覧させなければならない。

#### 損失てん補責任等

受託者がその任務を怠ったことにより、信託財産に損失が生じた場合または変更が生じた場合、受益者の請求により、受託者は**損失のてん補または原状の回復の責任を負う**。

民事信託を活用する場合においても、受託者事務を専門家である信託銀行に委託することで適正に受託者としての責務を果たしやすくなるということが出来ます

# 留意事項

1. 本資料は、当社内の所定の広告審査を経たものです。
2. 本資料に基づく当社からの提案につきましては、貴社（あるいはお客さま）自らその採否をご判断ください。
3. 本資料における当社からの提案を貴社（あるいはお客さま）が採用されない場合であっても、当社とのお取引について貴社（あるいはお客さま）が不利益な取扱いを受けることはありません。また当社は本資料における提案を貴社（あるいはお客さま）が採用されることを貴社（あるいはお客さま）とのお取引の条件とすることはありません。
4. 本資料は作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
5. 本資料に含まれる提案を実行する場合、一定のリスク・手数料・諸費用などが発生する場合がありますので予めご了承ください。
6. 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承下さい。
7. 本資料はコンサルティング業務の一環として提供するものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務相談、税務申告の代理、申告書作成等税務書類の作成に当たっては、貴社（あるいはお客さま）の弁護士、会計士、税理士、または格付機関等と、事前に十分にご相談頂くようお願い申し上げます。
8. 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社もしくは執筆者の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
9. 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
10. 本資料に記載された情報は機密事項であり、その権利は当社に帰属します。かかる情報は貴社（あるいはお客さま）や貴社（あるいはお客さま）の弁護士、会計士、または税理士等の専門家への相談のみに作成されており、貴社（あるいはお客さま）は当社の同意なく複製や第三者への開示を行うことは禁止されています。
11. 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、貴社（あるいはお客さま）が作成した写しは破棄されるものとします。貴社（あるいはお客さま）及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日 2021年10月4日

当セミナーはUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社が主催いたしました。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社は所属信託会社である三井住友信託銀行の信託代理店、併営代理店として媒介を行います。代理行為を行うものではありません。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社で扱う金融商品には金利、通貨の価格、金融商品市場における相場、その他の指標にかかる変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあります。当該商品にお申込みの際は、契約締結前交付書面を十分にお読みください。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3233号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会